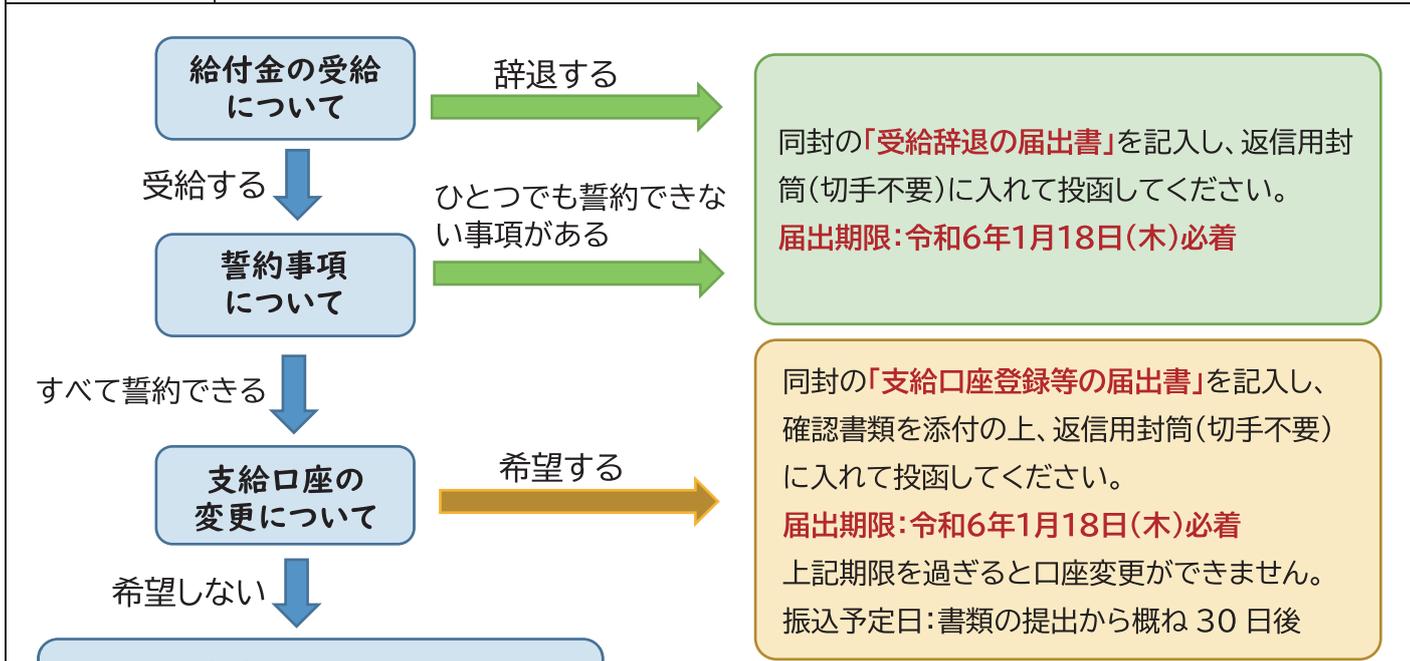




「令和5年度 富田林市非課税世帯緊急支援給付金(追加分)」 (1世帯あたり7万円)のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯等)に対する給付金(1世帯あたり7万円)の支給についてのご案内です。

| 令和5年度 富田林市非課税世帯緊急支援給付金(追加分)について | |
|---------------------------------|---|
| 対象世帯 | <p>基準日(令和5年12月1日)時点で富田林市の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>※世帯が、課税者の被扶養者のみで構成されている場合、また、他の自治体から同趣旨の給付金(7万円)を受けた場合は対象外となります。</p> |
| 給付金額 | 1世帯あたり7万円(1回限り) |
| 誓約事項 <small>裏面参照</small> | <p>1. 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等に、扶養(税法上)されていません。</p> <p>2. 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。</p> <p>3. 他自治体で本給付金(7万円)と同趣旨で支給される給付金を受けていません。</p> <p>※誓約事項すべてに誓約できる場合のみ、対象となります。ひとつでも当てはまらない場合は、同封の「受給辞退の届出書」を提出してください。この提出がない限り、全ての事項に誓約したものとみなして給付手続きを行います。意図的に虚偽の誓約をして給付金の振込を承諾した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。</p> |



詐欺などにご注意ください!!

市職員が給付金の給付のために、手数料の振込を求めたりATM(現金自動支払機)の操作を求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話、メール、訪問があった場合は、
 富田林警察署 : 0721-25-1234
 警察相談専用電話 : #9110 まで

緊急支援給付金(追加分) お問合せ先
 富田林市給付金専用コールセンター
 (フリーダイヤル) 0120-101-270

受付時間: 9:00~17:00(土日祝日を除く)
 FAX: 0721-69-8194
 メール: chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

受付窓口: 富田林市役所 北館2階特設窓口
 金剛連絡所 2階 福祉なんでも相談窓口

受付時間: 9:00~17:00(土日祝日を除く)

誓約事項について

本給付金の振込通知書は令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性が高いと認められる方にお知らせしていますが、振込通知書が届いた方であっても、誓約事項のすべてに誓約できない世帯については、支給の対象となりません。

以下の誓約事項すべてに誓約できる場合にのみ支給対象となり、特に申し出がない限り、全ての事項に誓約したものとみなして給付金を支給します。そのため、いずれかひとつでも誓約できない場合には、**令和6年1月18日(木)までに「受給辞退の届出書」(様式第2号)**を提出してください。

誓約事項

- 1.世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等に、扶養（税法上）されていません。
- 2.世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 3.他自治体で本給付金（7万円）と同趣旨で支給される給付金を受けていません。

●誓約事項に関するよくある質問

①「世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等に、扶養（税法上）されている世帯」とは、例えばどのような世帯ですか？

➡「別居の親（課税者）に扶養されている一人ぐらしの学生」、「子ども（課税者）に扶養されている高齢者の世帯」、「別の住所に単身赴任している配偶者（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯」等があげられます。

②令和5年度の住民税非課税世帯が対象になるということですが、税の申告はしていません。給付金を受けるために市役所で申告する必要はありますか？

➡収入がない場合には申告する必要はありませんが、令和4年中に課税となる収入があるにも関わらず、「振込通知書」が届いた場合は、給付金の受給はできませんので、必ず「受給辞退の届出書」を提出し、収入の申告をしてください。

③誓約事項に反して給付金を受給した場合はどうなりますか？

➡給付金を返還する義務を負います。また、意図的に虚偽の誓約をして給付金を受給した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。上記の誓約事項すべてに誓約できない場合は「受給辞退の届出書」を提出してください。

その他、ご不明な点についてはコールセンターへお問合せください